

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	類似又は新規漁業権の別									
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件											
筑共第1号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡・佐賀県界(包石)から糸島市志摩黒磯までの地先	次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第2号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。		・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。)	類似漁業権								
		なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福吉川</td> <td>福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流</td> </tr> <tr> <td>羅漢川</td> <td>深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流</td> </tr> <tr> <td>泉川</td> <td>糸島市加布里字千早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流</td> </tr> </tbody> </table>					河川、港湾、航路名等	区域	福吉川	福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流	羅漢川	深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流	泉川	糸島市加布里字千早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流
		河川、港湾、航路名等	区域														
		福吉川	福吉新橋(糸島市二丈吉井)下流側橋台角から上流														
		羅漢川	深江橋(糸島市二丈深江)橋幅の中央線から上流														
		泉川	糸島市加布里字千早新田に設置した標柱から真北線上の、泉川右岸到岸点を結んだ線より上流														
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで		基点第1号 福岡・佐賀県界に設置した標石(包石)												
		しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで		基点第2号 糸島市志摩芥屋一番地に設置した標柱(黒磯護岸東端から東方へ70メートルの点)												
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで		(イ) 基点第1号から真方位330度50分 3,230メートルの点(包石から名島本島(長崎県壱岐市)を見通す線と領布振山(佐賀県唐津市)東の高頂から大幡山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点)												
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで		(ロ) 基点第1号から真方位350度10分 12,350メートルの点(領巾振山の東の高頂から大幡山山頂を見通す線と玄界島の北端から相島北端を見通す線との交点)												
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで		(ハ) 基点第2号から真方位326度30分 4,700メートルの点(玄界島の北端から相島北端を見通す線と基点第2号から女岳(糸島市)の南の高頂(通称岳の越)を見通す線との交点)												
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで														
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで														
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで														
		うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで														
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで														
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで														
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで														
さるぼう漁業	1月1日から 12月31日まで																
いがい漁業	1月1日から 12月31日まで																
たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで																
かき漁業	1月1日から 12月31日まで																
あさり漁業	1月1日から 12月31日まで																

はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで	
ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	
みるくい漁業	1月1日から 12月31日まで	
まてがい漁業	1月1日から 12月31日まで	
かめので漁業	1月1日から 12月31日まで	
あおのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで	
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで	
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで	
あまのり漁業	10月1日から 翌年5月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで	
むかでのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで	
ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで	
みりん漁業	1月1日から 12月31日まで	
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで	
いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで	
えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで	
あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	
第2種共同漁	雑魚小型定置網漁業 (柵網、落網、大謀網等 を含む)	1月1日から 12月31日まで
	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで

	漁業	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで						
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで						
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで						
筑共第2号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	烏帽子島 (糸島市) 周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第3号 烏帽子島灯台 (イ) 基点第3号から真方位194度25分 1,620メートルの点(姫島(糸島市))の頂上から女岳(糸島市)山頂を見通す線と小机島(福岡市西区)南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点) (ロ) 基点第3号から真方位230度50分 1,170メートルの点(姫島の頂上から女岳山頂を見通す線と土器崎(佐賀県唐津市)の西端から野高山(佐賀県唐津市)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第3号から真方位359度5分 2,250メートルの点(土器崎の西端から野高山山頂を見通す線と灯台瀬灯標から柑子岳(福岡市西区)山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第3号から真方位91度35分 5,160メートルの点(灯台瀬灯標から柑子岳山頂を見通す線と姫島の東端から十坊山(糸島市二丈)山頂を見通す線との交点) (ホ) 基点第3号から真方位106度15分 5,520メートルの点(姫島の東端から十坊山山頂を見通す線と小机島の南端から志賀島頂上を見通す線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	糸島市(ただし、糸島市志摩野北を除く。)	類似漁業権	
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで						
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで						
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで						
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで						
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで						
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで						
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで						
		わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで						
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで						
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで						
		第2種共同漁業	固定式刺網漁業						1月1日から 12月31日まで
			雑魚かご漁業						1月1日から 12月31日まで
		筑共第3号	第1種共同漁業						えむし漁業
なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで								
いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで								
しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで								
たこ漁業	1月1日から 12月31日まで								

うに漁業	1月1日から 12月31日まで
あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで
びな漁業	1月1日から 12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで
てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで
いがい漁業	1月1日から 12月31日まで
かき漁業	1月1日から 12月31日まで
あさり漁業	1月1日から 12月31日まで
はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで
ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで
かめので漁業	1月1日から 12月31日まで
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
むかでのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで
ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで
えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで

- (ロ) 基点第4号から真方位262度45分 4,000メートルの点  
(玄界島北端から相島北端を見通す線と仏崎(糸島市)から高島(佐賀県唐津市)北端を見通す線との交点)
- (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点  
(仏崎と高島北端を見通す線と小机島(福岡市西区)西端からウゼ鼻(福岡市西区大字宮浦)先端を見通す線との交点)
- (ニ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点  
(小机島西南端からウゼ鼻先端を見通す線と同島南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点)
- (ホ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点  
(志賀島北端から磯崎鼻(糟屋郡新宮町)を見通す線と小机島の西南端から荒崎鼻(福岡市西区能古)を見通す線との交点)
- (ヘ) 基点第4号から真方位71度50分 2,650メートルの点  
(志賀島北端から磯崎鼻を見通す線と玄界島西端から柱島(福岡市西区)頂上を見通す線との交点)
- (ト) 基点第5号から真方位26度 3,980メートルの点  
(ウゼ鼻先端から夫婦石崎鼻(志賀島南端)を見通す線と毘沙門山(福岡市西区)山頂から叶岳(福岡市西区)山頂を見通す線との交点)
- (チ) 基点第5号から真方位57度5分 2,160メートルの点  
(基点第5号から夫婦石崎鼻を見通す線からウゼ鼻先端から小机島西端を見通す線との交点)

から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで					
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで					
		固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで					
筑共第4号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	灯台瀬 (糸島市志摩野北沖)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第6号 灯台瀬灯標 (イ) 基点第6号から真方位217度40分 1,450メートルの点、(玄界島(福岡市西区)北端から相島(糟屋郡新宮町)東南端を見通す線と火山(糸島市)山頂から金山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第6号から真方位254度 1,600メートルの点(姫島(糸島市)西端から大島(佐賀県唐津市)東端を見通す線と火山山頂から金山山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第6号から真方位355度 1,790メートルの点(姫島西北端から大島(佐賀県唐津市)東南端を見通す線と彦山(糸島市)山頂から金山山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第6号から真方位94度 1,240メートルの点(彦山山頂から金山山頂を見通す線と玄界島北端から相島東南端を見通す線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	糸島市志摩野北	類似漁業権
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで					
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで					
		第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで				
			固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで				
			雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで				

筑共第5号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	長間礁 (福岡市 西区大字 西浦沖) 周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 西浦岬灯台 (イ) 基点第4号から真方位286度34分 5,202メートルの点(大机島(福岡市西区)北端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線(以下、A線)上であって、女天ヶ岳(福岡市西区)山頂から高祖山(福岡市西区)を見通す線(以下、C線)とA線の交点から真方位92度6分の方向で、二点から長崎鼻西北端から柑子岳山頂(福岡市西区)を見通す線(以下、D線)とA線との交点との距離に等しい距離の点) (ロ) 基点第4号から真方位301度38分 8,078メートルの点(筑前相ノ島灯台から城山(宗像市)山頂を見通す線(以下、B線)上であって、C線とB線との交点から真方位73度53分の方向で、八点からD線とB線との交点との距離に等しい距離の点) (ハ) 基点第4号から真方位312度42分 6,987メートルの点(B線と小呂島向山山頂(福岡市西区)と柑子岳山頂を見通す線(以下、E線)との交点) (ニ) 基点第四号から真方位294度22分 3,434メートルの点(A線とE線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	福岡市西区大字 西浦	類似漁業権
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで					
	第2種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで					
筑共第6号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	玄界島 (福岡市 西区)周 辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第4号 西浦岬灯台 (イ) 基点第4号から真方位69度15分 1,550メートルの点(志賀島(福岡市東区)北端から磯崎鼻(糟屋郡新宮町)を見通す線と小机島(福岡市西区)西南端から荒崎鼻(福岡市西区能古)を見通す線との交点) (ロ) 基点第4号から真方位39度50分 1,150メートルの点(小机島西端からウゼ鼻(福岡市西区大字宮浦)先端を見通す線と同島南端から志賀島(福岡市東区)頂上(牧の高)を見通す線との交点) (ハ) 基点第4号から真方位346度30分 3,400メートルの点(仏崎(糸島市)から高島(佐賀県唐津市)西北端を見通す線と小机島西端からウゼ鼻先端を見通す線との交点) (ニ) 基点第4号から真方位13度55分 6,270メートルの点(相島の東端から宮地嶽(福津市)山頂を見通す線と仏崎から高島北西端を見通す線との交点) (ホ) 基点第4号から真方位25度25分 7,270メートルの点(相島の東南端から宮地嶽山頂を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)から飯盛山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第4号から真方位72度10分 4,600メートルの点(宝島頂上から飯盛山山頂を見通す線と志賀島北端から磯崎鼻を見通す線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	福岡市西区大字 玄界島	類似漁業権
		なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで					
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで					
		しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで					

	てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	かき漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで
	かめので漁業	1月1日から 12月31日まで
	あおのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで
	ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
	もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
	あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで
	くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
	あまのり漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで
	いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで
	えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで
	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで

筑共第7号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	小呂島 (福岡市 西区)周 辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第7号 小呂島港西防波堤灯台 基点第8号 小呂島北端(通称穴口)に設置した標柱 (イ) 基点第7号から真方位132度22分 2,560メートルの点(基点第7号から玄界島 (福岡市西区)頂上を見通す線上) (ロ) 基点第7号から真方位232度49分 2,720メートルの点(基点第7号から名島本 島(長崎県壱岐市)を見通す線上) (ハ) 基点第8号から真方位319度50分 3,750メートルの点 (ニ) 基点第8号から真方位36度30分 3,500メートルの点	・4月1日 から9月30日 までの間 は、第2種 共同漁業 により、な まこを採捕 してはなら ない。 ・11月1日 から12月20 日までの間 は、第2種 共同漁業 により、あ わびを採捕 してはなら ない。	福岡市西区大字 小呂島	類似 漁業 権
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いがい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かめので漁業	1月1日から 12月31日まで					
		もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで					
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで					
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あまのり漁業	10月1日から 翌年5月31日まで					
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで					
		えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで					
	第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで					
		固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで					



筑共第8号	業	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで	博多湾	次の基点第5号、(イ)、(ロ)及び基点第13号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	福岡市(ただし、西区大字西浦、同宮浦、同玄界島及び同小呂島並びに東区大字勝馬及び同字弘を除く。)	類似漁業権	
	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで						
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	河川、港湾、航路名等						区域
	しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで	瑞梅寺川						長三郎堰(福岡市西区元岡字太郎丸)から上流
	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで	博多港						博多港沖防波堤南東部海域、箱崎第2区泊地、貯木場及び投下泊地
	うに漁業	1月1日から 12月31日まで	博多港航路						本航路、副航路及び船待泊地
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで	小戸ヨットハーバー						全域
	びな漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区小戸から中央区西公園に至るまでの地先						次の基点第9号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリの点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第9号 福岡市西区姪浜字小戸1992番地に設定した標識 基点第10号 博多港西防波堤南灯台 イ 基点第10号から真方位262度50分 6,400メートルの点 ロ 基点第10号から真方位261度30分 4,890メートルの点 ハ 基点第10号から真方位252度40分 3,660メートルの点 ニ 基点第10号から真方位248度 3,220メートルの点 ホ 基点第10号から真方位241度50分 2,280メートルの点 ヘ 基点第10号から真方位237度50分 1,040メートルの点 ト 基点第10号から真方位310度 910メートルの点 チ 博多港西防波堤南端西角 リ 西公園下防波堤基部西角
	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで	博多港西防波堤北西側						次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 基点第11号から真方位296度10分 1,000メートルの点 ロ 基点第11号から真方位294度40分 5,270メートルの点 ハ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点
	あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで	博多港東防波堤北側						次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、リ、ツ及びイの点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 イ 博多港東防波堤西端北角
	ばい漁業	1月1日から 12月31日まで							
	てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで							
	あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで							
	さるぼう漁業	1月1日から 12月31日まで							
	たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで							
	かき漁業	1月1日から 12月31日まで							
	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで							
	ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで							
	かめので漁業	1月1日から 12月31日まで							
	あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで							
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで								
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで								
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで								
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで								

	いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで
	えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで
	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで

	ロ 基点第11号から真方位48度30分 410メートルの点 ハ 基点第11号から真方位65度10分 1,510メートルの点 ニ 基点第11号から真方位43度40分 2,590メートルの点 ホ 基点第11号から真方位27度10分 2,940メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位6度20分 2,970メートルの点 ト 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点 チ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点 リ 基点第11号から真方位316度 1,010メートルの点 ヌ 基点第11号から真方位307度40分 1,270メートルの点 ル 基点第11号から真方位300度50分 3,160メートルの点 ヲ 基点第11号から真方位15度10分 3,500メートルの点 ワ 基点第11号から真方位18度10分 3,570メートルの点 カ 木材港防波堤北端北角 コ 木材港防波堤南端北角 タ 基点第11号から真方位41度 3,160メートルの点 レ 博多港東防波堤北端南角 ソ 博多港東防波堤北端北角 ツ 博多港東防波堤北側屈折点
福岡市東区香椎から西戸崎に至るまでの地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び基点第12号の点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 博多港西防波堤灯台 基点第12号 福岡市東区大字西戸崎の海岸に設定した標識(西戸崎海岸の小型標識灯) イ 妙見島北西端 ロ 基点第11号から真方位41度10分 4,520メートルの点 ハ 基点第11号から真方位22度50分 4,180メートルの点 ニ 基点第11号から真方位300度40分 3,310メートルの点 ホ 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点 ヘ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点 ト 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点
博多港航路周辺海域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域並びにワ、カ、コ、タ及びワを順次に結ん

だ直線によって囲まれた区域  
 基点11号 博多港西防波堤灯台  
 イ 基点第11号から真方位294度58分21秒 5,269メートルの点  
 ロ 基点第11号から真方位294度34分25秒 6,098メートルの点  
 ハ 基点第11号から真方位298度8分2秒 6,356メートルの点  
 ニ 基点第11号から真方位300度33分41秒 4,939メートルの点  
 ホ 基点第11号から真方位301度58分58秒 3,967メートルの点  
 ヘ 基点第11号から真方位310度12分6秒 3,266メートルの点  
 ト 基点第11号から真方位327度18分30秒 3,002メートルの点  
 チ 基点第11号から真方位327度 2,890メートルの点  
 リ 基点第11号から真方位305度30分 3,270メートルの点  
 ヌ 基点第11号から真方位302度30分 3,730メートルの点  
 ル 基点第11号から真方位299度10分 4,880メートルの点  
 ヲ 基点第11号から真方位295度30分 5,200メートルの点  
 ワ 基点第11号から真方位312度26分3秒 2,712メートルの点  
 カ 基点第11号から真方位303度50分25秒 2,433メートルの点  
 コ 基点第11号から真方位302度40分 2,710メートルの点  
 タ 基点第11号から真方位306度30分 2,840メートルの点

基点第5号 津舟崎(福岡市西区今津)東端に設置した標柱  
 基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱  
 (イ) 基点第5号から真方位57度5分 3,400メートルの点(基点第5号から夫婦石崎鼻(福岡市東区大字志賀島)を見通す線と宝島(福岡市西区今津地先)の頂上から背振山(福岡・佐賀県界)山頂を見通す線との交点)  
 (ロ) 基点第5号から真方位53度50分 3,480メートルの点(基点第5号から基点第13号を見通す線と宝島の頂上から背振山山頂を見通す線との交点)

筑共第9号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
		なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで
		しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで
		うに漁業	1月1日から12月31日まで
		あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで

福岡市東区大字志賀島から古賀市までの地先

次の基点第13号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第15号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。

河川、港湾、航路名等	区域
花鶴川	旧西鉄津屋崎線鉄橋下流側橋台角から上流
大根川	河口を結んだ線から上流

基点第13号 叶鼻(福岡市東区大字志賀島)西南端に設置した標柱  
 基点第14号 明神鼻(福岡市東区大字勝馬)に設置した標柱  
 基点第15号 中川河口(古賀市久保の)おさい橋西側基部に設置した標柱

・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。  
 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業

福岡市東区大字志賀島、同勝馬、同弘及び同奈多並びに糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島

類似漁業権

びな漁業	1月1日から 12月31日まで	
さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで	
ばい漁業	1月1日から 12月31日まで	
てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで	
はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで	
ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	
みるくい漁業	1月1日から 12月31日まで	
なみのこがい漁業	1月1日から 12月31日まで	
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで	
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで	
ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで	
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで	
いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで	
えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで	
あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	
第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (枴網、落網、大謀網等 を含む)	1月1日から 12月31日まで
	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで

釜無第1号、下川河川、口真市入浜のしおで、福岡側基点に設定した係属

(イ) 基点第13号から真方位233度10分 1,480メートルの点(叶鼻から津舟崎(福岡市西区今津)を見通す線と能古島(福岡市西区)頂上から油山(福岡市早良区)山頂を見通す線との交点)

(ロ) 基点第14号から真方位299度10分 3,400メートルの点(能古島頂上から油山山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)南端から蒙古山(福岡市西区西浦岬157高地)山頂を見通す線との交点)

(ハ) 基点第14号から真方位339度10分 3,740メートルの点(玄界島の南端から蒙古山山頂を見通す線と高船山(福岡市東区大字奈多)山頂より菅岳(宮若市)山頂を見通す線との交点)

(ニ) 基点第14号から真方位54度30分 4,200メートルの点(高船山山頂から菅岳山頂を見通す線と磯崎鼻(糟屋郡新宮町)から茶臼山(糟屋郡)を見通す線との交点)

(ホ) 基点第15号から真方位249度10分 7,900メートルの点(磯崎鼻から茶臼山山頂を見通す線と在自山(福津市)の北の高頂から孔大寺山(宗像市)山頂を見通す線との交点)

(ヘ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点(在自山の北の高頂から孔大寺山山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬(糟屋郡新宮町大字相島)を見通す線との交点)

六甲漁業  
により、あ  
わびを採捕  
してはなら  
ない。

筑共第10号	第1種共同漁業	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで	糟屋郡新宮町大字相島地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第16号 相島東南端(通称馬のコーネ)に設置した標柱 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 (イ) 基点第16号から真方位224度30分 3,120メートルの点(宮地嶽(福津市)山頂から城山(宗像市)山頂を見通す線と御神山(福岡市東区大字奈多)山頂から宝満山山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第17号から真方位265度50分 3,100メートルの点(御神山山頂から宝満山山頂を見通す線と鼓島(福津市地先)の頂上から湯川山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第17号から真方位26度40分 2,400メートルの点(鼓島頂上から湯川山山頂を見通す線と立花山(福岡市・糟屋郡界)東の高頂上から若杉山(糟屋郡篠栗町)西の高頂上を見通す線との交点) (ニ) 基点第16号から真方位102度20分 2,160メートルの点(立花山東の高頂上から若杉山西の高頂上を見通す線と宮地嶽山頂から城山山頂を見通す線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	糟屋郡新宮町大字相島	類似漁業権
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで					
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで					
		もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで					
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで					
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あまのり漁業	10月1日から 翌年5月31日まで					
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで					
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで						
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業(枴網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで					
固定式刺網漁業		1月1日から 12月31日まで						
あなごうけ漁業		1月1日から 12月31日まで						
雑魚かご漁業		1月1日から 12月31日まで						

筑共第11号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで	栗の上礁(糟屋郡新宮町大字相島沖)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第17号 相島北端(通称穴観音)に設置した標柱 (イ) 基点第17号から真方位286度 9,320メートルの点(相島西南端から犬鳴山(糟屋郡・宮若市界)山頂を見通す線と玄界島(福岡市西区)西北端から蒙古山(福岡市西区西浦岬157高地)山頂を見通す線との交点) (ロ) 基点第17号から真方位286度30分 10,200メートルの点(玄界島(福岡市西区)西北端から男天ヶ岳(福岡市西区大字宮浦)山頂を見通す線と相島西南端から犬鳴山山頂を見通す線との交点) (ハ) 基点第17号から真方位298度 10,500メートルの点(相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線と玄界島の西端から男天ヶ岳山頂を見通す線との交点) (ニ) 基点第17号から真方位298度30分 9,330メートルの点(玄界島の西北端から蒙古山山頂を見通す線と相島東北端から犬鳴山山頂を見通す線との交点)	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	糟屋郡新宮町大字新宮、同大字相島、福津市、福岡市東区大字奈多、同勝馬、同志賀島及び同弘	類似漁業権		
		いせえび漁業	1月1日から12月31日まで							
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで							
		うに漁業	1月1日から12月31日まで							
		あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで							
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで							
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで							
		くろめ漁業	1月1日から12月31日まで							
		わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで							
		ひじき漁業	1月1日から12月31日まで							
	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで								
	第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業(いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から12月31日まで							
		固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで							
		あなごうけ漁業	1月1日から12月31日まで							
雑魚かご漁業		1月1日から12月31日まで								
筑共第12号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	宗像市地外	次の基点第15号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び基点第20号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	福津市及び宗像市	類似漁業権		
		なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで							
		いせえび漁業	1月1日から12月31日まで							
		しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで							
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで							
		うに漁業	1月1日から12月31日まで							
		あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで							
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで							
		びな漁業	1月1日から12月31日まで							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西郷川</td> <td>旧西鉄津屋崎線鉄橋(福津市)下流側橋台角から上流</td> </tr> <tr> <td>釣川</td> <td>皐月橋(宗像市神湊)下流側橋台角から上流</td> </tr> <tr> <td>曾根の鼻地先水面</td> <td>福津市渡字蛭子元1723番地1</td> </tr> </tbody> </table>							河川、港湾、航路名等	区域
河川、港湾、航路名等	区域									
西郷川	旧西鉄津屋崎線鉄橋(福津市)下流側橋台角から上流									
釣川	皐月橋(宗像市神湊)下流側橋台角から上流									
曾根の鼻地先水面	福津市渡字蛭子元1723番地1									

さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで
うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで
あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで
ばい漁業	1月1日から 12月31日まで
てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで
いがい漁業	1月1日から 12月31日まで
かき漁業	1月1日から 12月31日まで
あさり漁業	1月1日から 12月31日まで
はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで
まてがい漁業	1月1日から 12月31日まで
なみのこがい漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
かめので漁業	1月1日から 12月31日まで
まつばがい漁業	1月1日から 12月31日まで
あおのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
あまのり漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
ふのり漁業	1月1日から 7月31日まで
おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
いぎす漁業	3月1日から 9月30日まで

- (イ) 基点第15号から真方位287度10分 3,120メートルの点(在自山(福津市)北の高頂上から孔大寺山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線と基点第15号から花栗瀬(糟屋郡新宮町大字相島)を見通す線との交点)
- (ロ) 基点第18号から真方位239度30分 3,040メートルの点(勝島(宗像市)頂上から孔大寺山山頂を見通す線と楯の岬(福津市)北の高頂から犬鳴山(糟屋郡・宮若市界)山頂を見通す線との交点)
- (ハ) 基点第19号から真方位249度10分 3,020メートルの点(楯の岬北の高頂から犬鳴山山頂を見通す線と曾根崎から孔大寺山山頂を見通す線との交点)
- (ニ) 基点第19号から真方位337度10分 2,550メートルの点(相島西北端から大岳(福岡市東区大字西戸崎)山頂を見通す線と大島東端から地島(宗像市)西南端を見通す線との交点)
- (ホ) 基点第20号から真方位333度50分 6,400メートルの点(地島の北端から相島北端を見通す線と基点第20号から湯川山(宗像市・遠賀郡界)山頂を見通す線との交点)
- (ヘ) 基点第20号から真方位0度 2,010メートルの点(基点第20号から真北の線と草崎鼻(宗像市)から相島北端を見通す線との交点)

ない。

		えごのり漁業	1月1日から 10月31日まで					
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等 を含む)	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで					
		固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで					
筑共 第13号	第1種 共同漁業	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで	沖ノ島(宗 像市大 島)周辺	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第21号 沖の島灯台 (イ) 基点第21号から真方位50度 3,000メートルの点 (ロ) 基点第21号から真方位141度 3,500メートルの点 (ハ) 基点第21号から真方位221度 3,500メートルの点 (ニ) 基点第21号から真方位330度 3,000メートルの点	・4月1日 から9月30 日までの間 は、第2種 共同漁業 により、な まこを採捕 してはなら ない。 ・11月1日 から12月20 日までの間 は、第2種 共同漁業 により、あ わびを採捕 してはなら ない。	福津市及び宗像 市	類似漁業権
		いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで					
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで					
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで					
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで					
		第2種 共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで				
			固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで				
			あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで				



筑共第14号	業	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで								
	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	黒崎鼻 (宗像市・ 遠賀郡 界)から烏 帽子鼻 (北九州 市若松 区)に至る までの地 先	次の基点第20号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び基点第27号を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	・4月1日から9月30日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	遠賀郡岡垣町、 同郡芦屋町、北 九州市若松区有 毛	類似漁業権			
		なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで								
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで								
		うに漁業	1月1日から 12月31日まで								
		あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで								
		とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで								
		びな漁業	1月1日から 12月31日まで								
		さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで								
		うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで								
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで								
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで								
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで								
		いがい漁業	1月1日から 12月31日まで								
		たいらぎ漁業	1月1日から 12月31日まで								
		かき漁業	1月1日から 12月31日まで								
		あさり漁業	1月1日から 12月31日まで								
		はまぐり漁業	1月1日から 12月31日まで								
		ばかがい漁業	1月1日から 12月31日まで								
		なみのこがい漁業	12月1日から 翌年4月30日まで								
		かめので漁業	1月1日から 12月31日まで								
		こたまがい漁業	1月1日から 12月31日まで								
		あおのり漁業	11月1日から 翌年4月30日まで								
		ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで								
		もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで								
											遠賀川
										芦屋港	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチを順次に結んだ直線とイ・チ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ロ 基点第25号から真方位263度6分 1,105メートルの点 ハ 基点第25号から真方位261度37分 1,301メートルの点 ニ 基点第25号から真方位263度44分 1,308メートルの点 ホ 基点第25号から真方位275度2分 617メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位280度12分 560メートルの点 ト 基点第25号から真方位276度31分 526メートルの点 チ 基点第25号から真方位267度27分 431メートルの点
					芦屋港と隣接する海域	次のイ、ロ、ハ、ニ及びホを順次に結んだ直線及び曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、イ・ロ間、ハ・ニ間及びニ・ホ間は直線とし、ロ・ハ間については、ヘを中心とする半径166.5メートルの西側円弧とする。 基点第25号 遠賀郡芦屋町大字山鹿、国土地理院三等三角点山ノ内 イ 基点第25号から真方位229度19分 1,405メートルの点 ロ 基点第25号から真方位247度45分 1,424メートルの点 ハ 基点第25号から真方位256度27分 1,293メートルの点 ニ 基点第25号から真方位256度41分 1,056メートルの点 ホ 基点第25号から真方位227度39分 1,017メートルの点 ヘ 基点第25号から真方位249度6分 1,261メートルの点					
						基点第20号 黒崎鼻に設置した標柱 基点第22号 矢矧川尻(遠賀郡岡垣町大字糠塚浜)のはごろも橋に設置した標識 基点第26号 北九州市若松区大字乙丸小牟田山林1450番地と1452番地の境界に設置した標柱(内出)					





	わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等 を含む)	1月1日から 12月31日まで
	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで

北九州市若松区小竹北  
西地先

一	基点第30号から真方位197度17分	5,542メートルの点
二	基点第30号から真方位201度36分	5,290メートルの点
ホ	基点第30号から真方位200度38分	4,203メートルの点
ヘ	基点第30号から真方位218度11分	5,330メートルの点
ト	基点第30号から真方位220度39分	5,570メートルの点
チ	基点第30号から真方位216度23分	6,116メートルの点
リ	基点第30号から真方位226度39分	7,173メートルの点
ヌ	基点第30号から真方位221度40分	7,243メートルの点
ル	基点第30号から真方位219度5分	7,844メートルの点

北九州市若松区小竹  
南東地先

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、  
ネ、ナ、ラ、ム、ウ、中、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、コ、エ及びテを順次に  
結んだ直線とイ・テ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれ  
た区域。

基点第30号 白洲灯台

イ	基点第30号から真方位208度	7,621メートルの点
ロ	基点第30号から真方位197度15分	6,242メートルの点
ハ	基点第30号から真方位197度17分	5,542メートルの点
ニ	基点第30号から真方位201度36分	5,290メートルの点
ホ	基点第30号から真方位200度38分	4,203メートルの点
ヘ	基点第30号から真方位212度26分11秒	4,866メートルの点
ト	基点第30号から真方位213度27分59秒	4,733メートルの点
チ	基点第30号から真方位211度41分31秒	4,607メートルの点
リ	基点第30号から真方位211度39分52秒	4,538メートルの点
ヌ	基点第30号から真方位211度44分52秒	4,524メートルの点
ル	基点第30号から真方位212度2分8秒	4,505メートルの点
ヲ	基点第30号から真方位211度34分42秒	4,483メートルの点
ワ	基点第30号から真方位210度16分30秒	4,489メートルの点
カ	基点第30号から真方位209度53分24秒	4,456メートルの点
ヨ	基点第30号から真方位209度46分59秒	4,409メートルの点
タ	基点第30号から真方位208度56分31秒	4,422メートルの点
レ	基点第30号から真方位208度8分43秒	4,282メートルの点
ソ	基点第30号から真方位214度15分45秒	3,707メートルの点
ツ	基点第30号から真方位213度34分44秒	3,634メートルの点
ネ	基点第30号から真方位214度12分47秒	3,616メートルの点
ナ	基点第30号から真方位214度43分25秒	3,671メートルの点
ラ	基点第30号から真方位219度30分	3,342メートルの点
ム	基点第30号から真方位211度30分	3,138メートルの点
ウ	基点第30号から真方位206度18分22秒	3,616メートルの点
中	基点第30号から真方位206度10分10秒	3,659メートルの点
ノ	基点第30号から真方位205度56分31秒	3,655メートルの点
オ	基点第30号から真方位201度58分45秒	4,162メートルの点
ク	基点第30号から真方位201度20分25秒	4,169メートルの点
ヤ	基点第30号から真方位200度53分52秒	4,129メートルの点
マ	基点第30号から真方位197度35分45秒	4,340メートルの点
テ	基点第30号から真方位197度22分50秒	4,251メートルの点

リ 基点第30号から真方位197度32分30秒 4,331メートルの点  
 フ 基点第30号から真方位197度58分54秒 4,362メートルの点  
 コ 基点第30号から真方位195度41分36秒 4,979メートルの点  
 エ 基点第30号から真方位195度33分37秒 4,975メートルの点  
 テ 基点第30号から真方位193度39分58秒 5,634メートルの点

響灘東地区	響灘東地区埋立予定地
響灘西地区	響灘西地区防波堤整備予定地

基点第27号 烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識(旧標柱跡)  
 基点第28号 響新港西1号防波堤灯台  
 基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角  
 (イ) 基点第27号から真方位347度 2,880メートルの点(基点第27号から真方位 347度の線と馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三一高地)から火の山(山口県下関市)山頂を見通す線との交点)  
 (ロ) 基点第28号から真方位288度29分 3,240メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所北川岸壁西端岸壁沿いに東へ341.7メートルの地点に設定した標識から男島(北九州から男島(北九州市若松区白島)東端を見通す線と馬島の北の高頂(31高地)と火の山山頂を見通す線との交点)  
 (ハ) 基点第29号から真方位281度5分 1,460メートルの点(基点第29号とロを結ぶ線と安瀬泊地防波堤北側縁の交点)

筑共第17号

第1種共同漁業

なまこ漁業	11月1日から翌年4月30日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
びな漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで

白島(北九州市若松区)周辺

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)を順次に結んだ直線と男島(白島)の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。  
 基点第30号 白州灯台  
 (イ) 基点第30号から真方位295度15分 6,620メートルの点  
 (ロ) 基点第30号から真方位278度40分 6,020メートルの点  
 (ハ) 基点第30号から真方位272度30分 6,210メートルの点(烏帽子鼻(北九州市若松区大字安屋)から鐘ヶ崎灯台(山口県下関市蓋井島)を見通す線と白洲灯台と六連島(山口県下関市)を見通す線との交点)  
 (ニ) 基点第30号から真方位272度30分 8,750メートルの点(白洲灯台と六連島北端を見通す線と女島(白島)西端から蓋井島北端を見通す線との交点)  
 (ホ) 基点第30号から真方位307度45分 9,950メートルの点(女島東端から電源開発株式会社旧若松火力発電所二本煙突の東側煙突を見通す線と藍島(北九州市

・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。  
 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種

北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。)

類似漁業権

		<table border="1"> <tbody> <tr><td>ばい漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>ふともずく漁業</td><td>12月1日から 翌年4月30日まで</td></tr> <tr><td>もずく漁業</td><td>12月1日から 翌年4月30日まで</td></tr> <tr><td>あらめ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>くろめ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>わかめ漁業</td><td>12月1日から 翌年7月31日まで</td></tr> <tr><td>ひじき漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>てんぐさ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>あかもく漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td rowspan="4">第2種共同漁業</td><td>雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>固定式刺網漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>あなごうけ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>雑魚かご漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	ばい漁業	1月1日から 12月31日まで	ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで	くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで	わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで	ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで	てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで	<p>小倉北区)南端から馬島(北九州市小倉北区)東端とを見通す線との交点)</p> <p>(ア) 基点第30号から真方位311度 7,550メートルの点</p> <p>(ト) 基点第30号から真方位301度40分 7,100メートルの点</p>	<p>共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p>		
ばい漁業	1月1日から 12月31日まで																																
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで																																
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで																																
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで																																
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで																																
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで																																
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで																																
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで																																
あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで																																
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで																															
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで																															
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで																															
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで																															
筑共第18号	第1種共同漁業	<table border="1"> <tbody> <tr><td>えむし漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>なまこ漁業</td><td>11月1日から 翌年4月30日まで</td></tr> <tr><td>いせえび漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>しゃこ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>たこ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>うに漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>あわび漁業</td><td>12月21日から 翌年10月31日まで</td></tr> <tr><td>とこぶし漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>びな漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> <tr><td>さざえ漁業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	11月1日から 翌年4月30日まで	いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで	しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで	うに漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで	とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで	びな漁業	1月1日から 12月31日まで	さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで	<p>馬島及び藍島(北九州市小倉北区)周辺</p> <p>次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。</p> <p>基点第30号 白州灯台</p> <p>基点第31号 藍島南端に設定した標識</p> <p>基点第32号 平岩(世界測地系北緯33度58分36.6秒、東経130度51分37.2秒)山口県下関市六連島)に設置した標柱</p> <p>(イ) 旧舟瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)と下関市六連島東端を結んだ直線と下関市竹ノ子島北端と口を結んだ直線との交点</p> <p>(ロ) 下関市六連島と北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点</p> <p>(ハ) 下関市六連島北の頂上と北九州市小倉北区馬島北の頂上を結んだ直線上最大高潮時海面における中央点</p> <p>(ニ) 基点第32号から真方位272度53分 500メートルの点</p> <p>(ホ) ニと下関市吉見町網代崎一八高地(簸山山頂)とを結んだ直線と下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線との交点</p> <p>(ヘ) 下関市六連島灯台と下関市蓋井島鐘ヶ崎灯台とを結んだ直線と旧第二浮標(世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒)と旧第四浮標(世界測地</p>	<p>・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</p> <p>・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。</p>	<p>北九州市門司区(ただし大字田野浦、大字柄杓田及び大字恒見を除く。)並びに小倉北区</p>	<p>類似漁業権</p>							
えむし漁業	1月1日から 12月31日まで																																
なまこ漁業	11月1日から 翌年4月30日まで																																
いせえび漁業	1月1日から 12月31日まで																																
しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで																																
たこ漁業	1月1日から 12月31日まで																																
うに漁業	1月1日から 12月31日まで																																
あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで																																
とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで																																
びな漁業	1月1日から 12月31日まで																																
さざえ漁業	1月1日から 12月31日まで																																

		うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで	系北緯33度59分27.7秒、東経130度52分27.4秒)とを結んだ直線との交点 (ト) 北九州市若松区頓田電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突から観音崎(山口県下関市)を見通す線と旧第二浮標から旧第四浮標を見通す線との交点 (フ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突からトを見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸上山(北九州市門司区)を見通す線との交点) (リ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸上山山頂を見通す線と藍島の南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂を見通す線との交点) (ヌ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂を見通す線と藍島の西端から賢女鼻(蓋井島)東端を見通す線との交点) (ル) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和合良島(馬島)の二五高頂から六連島の一〇六高頂を見通す線と片島(馬島)の高頂から藍島東北端を見通す線との交点)						
		あかにし漁業	1月1日から 12月31日まで							
		ばい漁業	1月1日から 12月31日まで							
		てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで							
		いがい漁業	1月1日から 12月31日まで							
		かき漁業	1月1日から 12月31日まで							
		あさり漁業	1月1日から 12月31日まで							
		ふともずく漁業	12月1日から 4月30日まで							
		あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで							
		くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで							
		わかめ漁業	12月1日から 7月31日まで							
		ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで							
		あまのり漁業	10月1日から 5月31日まで							
		てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで							
		あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで							
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 (桁網、落網、大謀網等を含む)	1月1日から 12月31日まで							
		雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで							
		固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで							
		あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで							
		雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで							
筑共第19号	第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から 12月31日まで	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	次の基点第35号、基点第34号、基点第33号、基点第29号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(フ)、(リ)及び基点第42号の各点を順次に結んだ直線と基点第35号と基点第42号間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	河川、港湾、航路名等	区域	5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。	北九州市門司区(大字田野浦、大字柄杓田及び大字恒見を除く。)並びに小倉北区	類似漁業権
		なまこ漁業	11月1日から 翌年4月30日まで							
		しゃこ漁業	1月1日から 12月31日まで							
		たこ漁業	1月1日から 12月31日まで							

うに漁業	1月1日から 12月31日まで	
あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで	
とこぶし漁業	1月1日から 12月31日まで	
びな漁業	1月1日から 12月31日まで	
ささえ漁業	1月1日から 12月31日まで	
うみにな漁業	1月1日から 12月31日まで	
ばい漁業	1月1日から 12月31日まで	
あかがい漁業	1月1日から 12月31日まで	
かき漁業	1月1日から 12月31日まで	
あさり漁業	1月1日から 12月31日まで	
ふともずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
もずく漁業	12月1日から 翌年4月30日まで	
あらめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
くろめ漁業	1月1日から 12月31日まで	
わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで	
ひじき漁業	1月1日から 12月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から 12月31日まで	
あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで	
第2種共同漁業	雑魚曲建網漁業 (いか、さわら等を目的 としたものを含む)	1月1日から 12月31日まで
	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで

開発保全航路	航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点 旧巖流島灯台跡 イ 門司崎灯台 ロ 基点から真方位45度 1,500メートルの点 ハ 基点から真方位62度15分 970メートルの点
若松洞海湾口防波堤 周辺海域	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域とホ、ヘ、ト、チ及びイを順次結んだ直線で囲まれた区域、リ、ヌ、ル、ヲ及びイを順次結んだ直線で囲まれた区域、ワ、カ、ヨ及びイを順次結んだ直線で囲まれた区域並びにタ、レ、ソ、ツ、ネ及びイを順次結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許を行った区域) 基点 若松洞海湾口防波堤灯台 イ 基点から真方位223度 1,777メートルの点 ロ 基点から真方位221度20分 1,642メートルの点 ハ 基点から真方位215度 1,460メートルの点 ニ 基点から真方位221度40分 1,800メートルの点 ホ 基点から真方位134度40分 246メートルの点 ヘ 基点から真方位100度 900メートルの点 ト 基点から真方位107度 1,060メートルの点 チ 基点から真方位116度20分 968メートルの点 リ 基点から真方位93度 1,350メートルの点 ヌ 基点から真方位107度 1,060メートルの点 ル 基点から真方位100度 900メートルの点 ヲ 基点から真方位84度30分 900メートルの点 ワ 基点から真方位119度 1,850メートルの点 カ 基点から真方位122度 1,850メートルの点 ヨ 基点から真方位121度 1,740メートルの点 タ 基点から真方位124度 3,590メートルの点 レ 基点から真方位130度30分 3,420メートルの点 ソ 基点から真方位127度30分 2,660メートルの点 ツ 基点から真方位134度 2,370メートルの点 ネ 基点から真方位115度30分 2,390メートルの点
	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた区域並びにト、チ、リ、ヌ及びイを順次結んだ直線で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域) 基点 砂津防波堤灯台 イ 基点から真方位353度 2,420メートルの点 ロ 基点から真方位357度 2,030メートルの点 ハ 基点から真方位346度 2,040メートルの点 ニ 基点から真方位246度20分 2,000メートルの点

しこはなつ  
ない。  
・11月1日  
から12月20  
日までの間  
は、第2種  
共同漁業  
により、あ  
わびを採捕  
してはなら  
ない。



北九州市小倉北区 日明地先	<p>一 基点から真方位340度30分 2,060メートルの点  ホ 基点から真方位337度 3,170メートルの点  ヘ 基点から真方位344度15分 3,240メートルの点  ト 基点から真方位352度30分 1,690メートルの点  チ 基点から真方位340度 1,600メートルの点  リ 基点から真方位343度45分 1,850メートルの点  ヌ 基点から真方位345度15分 1,830メートルの点</p>
北九州市小倉北区浅 野地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次結んだ直線  で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域)  基点 砂津防波堤灯台  イ 基点から真方位24度30分 1,030メートルの点  ロ 基点から真方位44度30分 1,110メートルの点  ハ 基点から真方位54度 1,000メートルの点  ニ 基点から真方位53度30分 640メートルの点  ホ 基点から真方位34度30分 960メートルの点  ヘ 基点から真方位10度 1,200メートルの点  ト 基点から真方位14度 1,240メートルの点</p>
北九州市小倉北区赤 坂地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次結んだ直線  で囲まれた区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域)  基点 砂津防波堤灯台  イ 基点から真方位64度30分 1,730メートルの点  ロ 基点から真方位66度 2,290メートルの点  ハ 基点から真方位72度30分 2,400メートルの点  ニ 基点から真方位73度 2,360メートルの点  ホ 基点から真方位72度 1,540メートルの点  ヘ 基点から真方位67度45分 1,120メートルの点  ト 基点から真方位62度45分 1,610メートルの点</p>
北九州市門司区大里 地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線で囲まれた  区域(昭和55年3月10日に変更免許した区域)  基点 砂津防波堤灯台  イ 基点から真方位66度30分 2,480メートルの点  ロ 基点から真方位66度30分 3,660メートルの点  ハ 基点から真方位71度30分 2,490メートルの点  ニ 基点から真方位66度15分 2,410メートルの点</p>
若松航路	航路区域

製鉄戸畑北岸地先航路	航路区域
戸畑航路	航路区域
堺川航路	航路区域
日明北航路	航路区域
日明航路	航路区域
紫川航路	航路区域
砂津航路	航路区域
大里航路	航路区域
若松五区泊地	泊地区域
日鉄戸畑泊地	泊地区域
堺川口船溜	船溜区域
日明北泊地	泊地区域
日明泊地	泊地区域
紫川泊地	泊地区域
砂津泊地	泊地区域
高浜船溜	船溜区域
大里第一・第三船溜	船溜区域
日糖船溜	船溜区域
大川尻船溜	船溜区域
門司第一・第二・第三・ 第四船溜	船溜区域
中央卸売市場専用泊地	泊地区域
浅野フェリー泊地	泊地区域
堺川第一、第二貯木場	貯木場区域
西港町北側岸壁周辺	小倉北区西港町北側岸壁と堺川航路間の区域
住友金属工業小倉	住友金属工業小倉製鉄所東側岸壁から20メートルの

製鉄所東側岸壁周辺	区域
末広町地先埋立地護岸周辺	小倉北区末広町地先埋立地護岸から20メートルの区域
高浜船溜防波堤北側周辺	高浜船溜防波堤北側から20メートルの区域
赤坂海岸から松原1、2丁目護岸周辺	小倉北区赤坂海岸、門司区松原町2丁目及び松原町1丁目護岸から20メートルの区域
響町1丁目北東側岸壁周辺	若松区響町1丁目北東側岸壁から50メートルの区域
門司区葛葉埠頭棧橋下	全域
九州電力冷却水放出区域	全域
北九州市門司区西海岸地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トを順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 北九州市門司区第二船溜防波堤灯台 イ 基点から真方位206度36分 1,570メートルの点 ロ 基点から真方位214度23分 1,510メートルの点 ハ 基点から真方位206度36分 1,100メートルの点 ニ 基点から真方位205度26分 1,110メートルの点 ホ 基点から真方位195度35分 840メートルの点 ヘ 基点から真方位192度45分 870メートルの点 ト 基点から真方位180度36分 680メートルの点

基点第29号 北九州市若松区響町埋立地護岸東北角  
基点第33号 北九州市若松区響町一丁目埋立地護岸東南角  
基点第34号 北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点  
基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第34号を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識  
基点第36号 小倉日明防潮堤の付根に設定した標識(旧日明埋立護岸盗東南角から護岸沿いに北西へ260mの点)

				<p>から護岸沿いに北西へ200mの点)</p> <p>基点第37号 北九州市門司区松原3丁目村中川左岸角から護岸沿いに西へ231.35メートルの点</p> <p>基点第38号 北九州市大里元町三丁目海岸沿いの遊歩道南西角から道路沿い南西方向20mに設定した標識(旧高田川橋欄干から右岸側へ2メートルの点)</p> <p>基点第39号 北九州市門司区大里第二船溜防波堤突端から防波堤沿いに南西へ40メートルの点</p> <p>基点第40号 北九州市門司区葛葉海岸通四番護岸角</p> <p>基点第41号 北九州市門司区白木崎護岸西角</p> <p>基点第42号 北九州市門司区旧門司門司崎灯標</p> <p>(イ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒)</p> <p>(ロ) 旧笠瀬灯浮標(世界測地系北緯33度55分59.7秒、東経130度52分39.4秒)</p> <p>(ハ) 基点第36号と下関市彦島三井金属工業彦島製煉所埋立地護岸西南角から護岸沿いに東方へ30メートルの点とを結んだ直線上で、基点第36号から1,905メートルの点</p> <p>(ニ) 基点第37号と下関市旧彦島大山ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.9秒、東経130度54分10.8秒)とを結んだ直線上で、基点第37号から970メートルの点</p> <p>(ホ) 基点第38号と下関市旧彦島金ノ弦岬灯台跡(世界測地系北緯33度54分39.7秒、東経130度54分39.4秒)とを結んだ直線上で、基点第38号から790メートルの点</p> <p>(ヘ) 基点第39号と下関市旧彦島山底ノ鼻灯台跡(世界測地系北緯33度54分51.7秒、東経130度55分24.4秒)とを結んだ直線上で、基点第39号から470メートルの点</p> <p>(ト) 基点第40号と下関市巖流島灯台跡(世界測地系北緯33度56分、東経130度55分54.3秒)とを結んだ直線上最大高潮時における海面の中央点</p> <p>(チ) 基点第41号と下関市岬ノ町船溜り旧防波堤屈折部から埠頭沿いに東方へ35メートル(世界測地系北緯33度56分52.7秒、東経130度56分4.4秒)に設定した標識とを結んだ直線上で、基点第41号から855メートルの点</p> <p>(リ) 基点第42号から下関市壇ノ浦町火ノ山下潮流信号所を見通した直線上最大高潮時における海面の中央点</p>											
筑共第20号	第1種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年4月30日まで	北九州市若松区沖	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。ただし、次の表の区域を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安瀬航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場島灯台</td> </tr> </tbody> </table>	河川、港湾、航路名等	区域	安瀬航路	航路区域		航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場島灯台	<p>・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。</p> <p>・11月1日から12月20日まで</p>	北九州市門司区(大字田野浦、大字柄杓田、大字恒見を除く。)並びに小倉北区、戸畑区、若松区(ただし、有毛を除く。)	類似漁業権
		河川、港湾、航路名等	区域												
		安瀬航路	航路区域												
			航路区域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイを順次結んだ直線によって囲まれた区域(平成14年7月に拡張された区域)を除く。 基点第1号 台場島灯台												
		しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで												
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで												
		うに漁業	1月1日から12月31日まで												
あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで														
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで														

	ばい漁業	1月1日から 12月31日まで
	てんぐにし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	12月1日から 翌年7月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
第2種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	あなごうけ漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚かご漁業	1月1日から 12月31日まで

開発保全航路、関門航路	基点第2号 若松洞海湾口防波堤灯台 基点第3号 六連島三角点 イ 基点第1号から真方位284度 980メートルの点 ロ 基点第1号から真方位281度 1,170メートルの点 ハ 基点第2号から真方位100度 900メートルの点 ニ 基点第2号から真方位327度30分 1,860メートルの点 ホ 基点第3号から真方位247度 3,280メートルの点 ヘ 基点第3号から真方位302度15分 2,970メートルの点 ト 基点第3号から真方位312度 2,130メートルの点
安瀬泊地	泊地区域
安瀬泊地周辺区域	安瀬泊地防波堤北側から50メートルの区域
白洲灯台南西地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイを順次に結んだ直線によって 囲まれた区域 イ 基点第30号から真方位249度 2,443メートルの点 ロ 基点第30号から真方位249度35分 1,910メートルの点 ハ 基点第30号から真方位211度30分 3,138メートルの点 ニ 基点第30号から真方位219度30分 3,342メートルの点 ホ 基点第30号から真方位245度13分22秒 2,507メートルの点 ヘ 基点第30号から真方位245度10分31秒 2,501メートルの点

日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。

基点第28号 響新港西1号防波堤灯台  
 基点第30号 白州灯台(北九州市小倉北区)  
 基点第31号 藍島(北九州市小倉北区)南端に設置した標柱  
 (イ) 基点第28号から真方位288度29分 3,240メートルの点(基点第28号から真方位219度44分3,950メートルの点と男島(北九州市若松区白島)東端を見通す線と馬島(北九州市小倉北区)の北の高頂(三一高地)と火の山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点)  
 (ロ) 基点第30号から真方位249度50分 1,590メートルの点(電源開発株式会社旧若松火力発電所二連煙突の東側煙突(跡地)から観音崎(山口県下関市)を見通す線と大山の鼻(山口県下関市)から戸ノ上山(北九州市門司区)山頂を見通す線との交点)  
 (ハ) 基点第30号から真方位210度45分 1,250メートルの点(大山の鼻から戸ノ上山山頂とを見通す線と藍島(北九州市小倉北区)南端から烏帽子山(山口県下関市)山頂とを見通す線との交点)  
 (ニ) 基点第30号から真方位92度25分 1,820メートルの点(基点第31号から烏帽子山山頂とを見通す線と藍島の西端から賢女鼻(山口県下関市蓋井島)とを見通す線との交点)  
 (ホ) 基点第30号から真方位115度10分 6,530メートルの点(和合良島(馬島)二五

					高頂から六連島(山口県下関市)ー〇六高頂とを見通す線と片島(馬島)高頂から藍島東北端とを見通す線との交点) (ハ) 旧船瀬灯浮標(世界測地系北緯33度56分26.7秒、東経130度51分55.4秒) (ト) 北九州市若松区響町埋立護岸東北角																											
筑共第21号	第1種共同漁業	なまこ漁業	11月1日から翌年4月30日まで	洞海湾(北九州市)湾口付近	次の基点第34号と基点第35号を結んだ直線から若戸大橋の沖側橋脚までの間の区域。ただし、次の表の区域を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川、港湾、航路名等</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若松航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄戸畑北岸地先航路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>響灘水路</td> <td>航路区域</td> </tr> <tr> <td>若松五区泊地</td> <td>泊地</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄内浦泊地</td> <td>泊地</td> </tr> <tr> <td>北湊船溜</td> <td>船溜区域</td> </tr> <tr> <td>内浦船溜</td> <td>船溜区域</td> </tr> <tr> <td>安瀬南泊地</td> <td>泊地</td> </tr> <tr> <td>西部貯木場</td> <td>貯木場区域</td> </tr> <tr> <td>新日本製鉄戸畑北岸地先航路</td> <td>新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域</td> </tr> </tbody> </table>		河川、港湾、航路名等	区域	若松航路	航路区域	新日本製鉄戸畑北岸地先航路	航路区域	響灘水路	航路区域	若松五区泊地	泊地	新日本製鉄内浦泊地	泊地	北湊船溜	船溜区域	内浦船溜	船溜区域	安瀬南泊地	泊地	西部貯木場	貯木場区域	新日本製鉄戸畑北岸地先航路	新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域	・5月1日から10月31日までの間は、第2種共同漁業により、なまこを採捕してはならない。 ・11月1日から12月20日までの間は、第2種共同漁業により、あわびを採捕してはならない。	北九州市戸畑区及び若松区(ただし、有毛を除く。)	類似漁業権
		河川、港湾、航路名等	区域																													
		若松航路	航路区域																													
		新日本製鉄戸畑北岸地先航路	航路区域																													
		響灘水路	航路区域																													
		若松五区泊地	泊地																													
		新日本製鉄内浦泊地	泊地																													
		北湊船溜	船溜区域																													
		内浦船溜	船溜区域																													
		安瀬南泊地	泊地																													
		西部貯木場	貯木場区域																													
	新日本製鉄戸畑北岸地先航路	新日本製鉄戸畑工場北西部護岸から50メートルの区域																														
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで																														
	うに漁業	1月1日から12月31日まで																														
あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで																															
びな漁業	1月1日から12月31日まで																															
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで																															
たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで																															
あさり漁業	1月1日から12月31日まで																															
あらめ漁業	1月1日から12月31日まで																															
くろめ漁業	1月1日から12月31日まで																															
わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで																															
あかもく漁業	1月1日から12月31日まで																															
第2種共同漁業	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで	基点第34号 北九州市若松区若松防波堤突端から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点 基点第35号 北九州市小倉北区藍島西端から基点第33号を見通す線上、北九州市戸畑区新日本製鉄株式会社戸畑工場埋立護岸に設定した標識																													
	あなごうけ漁業	1月1日から12月31日まで																														
	雑魚かご漁業	1月1日から12月31日まで																														
筑共第3号	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区能古象	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上	-	福岡市西区能古	類似																									

第101号	種共同漁業			瀬西	イ 基点第43号から真方位298度33分 250メートルの点				漁業権
筑共第102号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区能古象瀬北	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第43号 象瀬頂上 イ 基点第43号から真方位4度48分 880メートルの点	-	福岡市西区能古		類似漁業権
筑共第103号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位286度54分 790メートルの点	-	福岡市東区大字勝馬及び同字弘		類似漁業権
筑共第104号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東区大字勝馬赤石沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第44号 福岡市弘の弘漁港の船溜築港之碑 イ 基点第44号から真方位295度57分 1,170メートルの点	-	福岡市東区大字勝馬及び同字弘		類似漁業権
筑共第105号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区玄界島沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位42度18秒 875メートルの点	-	福岡市西区玄界島		類似漁業権
筑共第3号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西区玄界島	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台	-	福岡市西区玄界島		類似

第106号	種共同漁業			沖	イ 基点第45号から真方位298度 1,700メートルの点				漁業権
筑共第107号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市西 区玄界島 沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第45号 玄界島灯台 イ 基点第45号から真方位304度 2,175メートルの点	-	福岡市西 区玄界島		類似漁業権
筑共第108号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東 区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位50度 7,825メートルの点	-	福岡市東 区奈多		類似漁業権
筑共第109号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東 区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位55度 8,150メートルの点	-	福岡市東 区奈多		類似漁業権
筑共第110号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで	福岡市東 区奈多沖	次のイを中心とし半径100メートル以内の区域 基点第46号 志賀島港北防波堤灯台 イ 基点第46号から真方位56度 8,325メートルの点	-	福岡市東 区奈多		類似漁業権

イ 免許予定日 令和5年9月1日



ウ 漁業権の存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
エ 申請期間 令和5年6月14日から令和5年7月14日まで